

○個人情報保護委員会規則第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（条列事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）</p> <p>第二条 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条列事務」という。）とする。</p> <p>一 法第九条第二項の規定に基づき条列で定める事務（以下この項において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条列事務の内容と類似しているものであって次の各号の</p>	<p>（条列事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）</p> <p>第二条 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条列事務」という。）とする。</p> <p>一 法第九条第二項の規定に基づき条列で定める事務（以下この条において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの</p>

- いずれかに該当するもの（次項において「法定事務等」という。）を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）とする。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。
- 一 その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において貸与又は支給の対象となる費用と類似していること。
 - 二 その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与し、又は支給する物品と類似していること。
 - 三 その事務において提供する役務が、条例事務において提供する役務と類似していること。

（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）とする。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

4 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報
は、法定事務等において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範
囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げ
る特定個人情報を除く。
「一・二 略」

4 法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報
は、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲
と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる
特定個人情報を除く。
「一・二 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和二年十二月〇日から施行する。